



東京大学大学院農学生命科学研究科

Graduate School of Agricultural and Life Sciences, The University of Tokyo



佐倉市

Sakura City

東京大学大学院農学生命科学研究科と千葉県佐倉市との連携・協力に関する協定書

東京大学大学院農学生命科学研究科（以下「甲」という。）と千葉県佐倉市（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力し、市の農業発展および大学における教育・研究の推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 学生の現場教育の推進に関する事。
- (2) 市職員等の研修・教育の推進に関する事。
- (3) 市の農政の推進に関する事。
- (4) 現場での農学研究等の学術的な事項に関する事。
- (5) 講演、公開講座およびシンポジウム等の実施に関する事。
- (6) その他、双方が協議し必要であると認める事項

（事業実施の方法）

第2条 前条に定める連携・協力事項の具体の事業実施に当たっては、双方の担当部署で協議し、決定するものとする。

（努力義務）

第3条 この協定による事業を円滑に進めるため、甲と乙はそれぞれ努力するものとする。

（期間）

第4条 この協定は、締結の日から3年間効力を有するものとする。ただし、双方のいずれか一方が期限満了の3ヶ月前までに異議を申し出ない限り、期間満了の日から3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 この協定書に定める内容について変更が生じたときは、甲と乙との協議により、変更することができる。

（その他）

第6条 この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成27年7月13日

東京都文京区弥生1丁目1番1号
東京大学大学院農学生命科学研究科長

千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市長

丹下 健

菅 和雄